

進めよう！ 災害時に高齢者などの避難支援を

問い合わせ 総務課 ☎2119



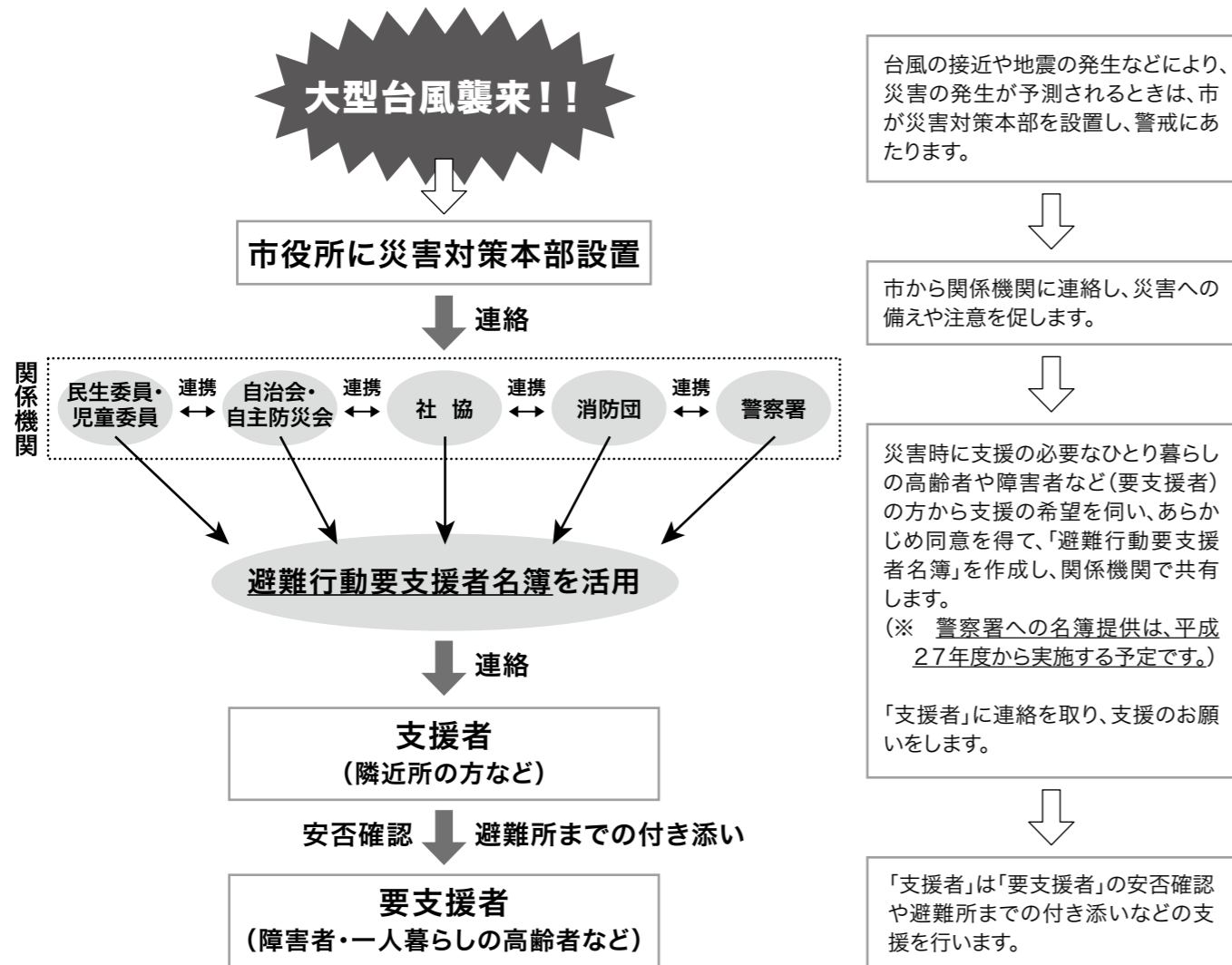
民生委員・児童委員、自治会・自主防災会など関係機関の連携で制度の推進を

民生委員・児童委員には、担当地区の対象者へ制度の説明や申請手続きの支援など名簿作成に関することや災害時には要支援者からの相談業務なども担っていただいています。また、自治会や自主防災組織には支援対象者の具体的な支援方法などをお願いをしています。

この制度は、他に消防団や社会福祉協議会、新たに警察署を含め、関係機関が連携して進めていただくことが必要です。

制度の充実のため、引き続き皆さんのご協力をよろしくお願いします。

避難行動要支援者支援制度のしくみ



地震、台風、大雨など災害はいつでもどこでも起こるものです。

災害時に、被害を受けやすいのは、自力で避難することが困難な高齢者や障害者など（避難行動要支援者）です。

市では、このような避難行動要支援者の方から同意を得て、名簿を作成し、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団などの避難支援関係機関に対象者の情報を提供、災害時に、安否確認や避難の付き添いなどを地域で支援するしくみづくりに取り組んでいます。現在、1,734人がこの名簿に登録されています。

避難行動要支援者とは

在宅の高齢者や障害者など次の①から⑥までの要件に該当する方で実際に災害時に自力で避難することが困難な方が対象となります。

- ① 65歳以上の一人暮らしの高齢者または75歳以上のみの世帯の方
- ② 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方(聴覚・視覚・音声言語機能障害)

- ③ 療育手帳の障害の程度がAまたはAの方
- ④ 精神保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
- ⑤ 介護保険の要介護認定が3以上の方
- ⑥ ①から⑤に準ずる状態にある方で支援が必要と判断される方

支援の方法は

支援を希望する方は、原則、自分で支援を依頼する方を隣近所の方をお願いをしてください。このことが難しい場合は、自治会の班など、地域で支援体制をとっていただくようご協力をお願いします。その上で避難時の支援者や避難場所、避難方法などを決めておきます。避難が必要な災害が起きたときには要支援者の安否確認や安全な場所への避難支援を行います。

ただ、災害時には支援に携わる方も自分自身や家族の身の安全を守ることが前提のため、支援を受けることを希望していても必ずしもそれを保証するものではありません。

た、支援に携わる方が法的な責任や義務を負うものではありません。

支援の申請は

民生委員・児童委員が9月から実施する在宅高齢者実態調査に併せて、災害時の避難等に支援が必要か伺います。在宅の障害者などについてもこれに併せて調査を実施します。

また、直接、市役所の担当部署に申請や相談をすることもできます。

- 高齢者・介護保険の要介護認定者
保険介護課 ☎2144
- 障害者
福祉課 ☎2146



新たに警察署が避難の支援者に加わります

平成27年度から新たに支援者に警察署が加わります。このため名簿を警察署にも提供します。これまで名簿の提供について同意をいただいていた皆さんにも再度同意をお願いすることになります。

制度が有効に機能するために

この制度は、災害が発生したとき、また発生しそうなときに隣近所の方を中心とした地域の皆さんの協力で要支援者を支える制度です。

現在は、高齢化に加え、地域をつながりが希薄になりつつある地域もあって支援を希望する方は増えても支援する方が見つからない現状があります。今現在、支援が必要な方が登録する制度ですので、自力で避難などができる人は、なるべく支援をする役割を担っていただければと思います。

り災証明書の発行について

問い合わせ 総務課 ☎2119

8月に発生した大雨災害により住んでいる建物や家財に被害を受けた方で、保険の請求や勤め先への届け出のときに証明が必要な場合には、り災証明書を発行します。

【申請に必要なもの】

- 被害を受けた場所の写真または被害を受けたことが証明できるもの
- 写真
 - 見積り
 - 領収書 など